

氏名	さの まこと 佐野 誠		
学位の種類	博士（法学）		
報告番号	乙第 1629 号		
学位授与の日付	平成 28 年 9 月 27 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当（論文博士）		
学位論文題目	ノーフォルト自動車保険制度の研究		
論文審査委員	（主査）	福岡大学	教授 畠田 公明
	（副査）	福岡大学	名誉教授 浅野 直人
		上智大学	教授 甘利 公人
		立命館大学	教授 竹濱 修

内容の要旨

1. 研究の目的

本論文は、ノーフォルト自動車保険制度を研究するものである。ノーフォルト自動車保険制度とは、ノーフォルト自動車保険を利用して自動車事故被害者救済を図る制度である。ノーフォルト自動車保険とは、自動車事故当事者（加害者、被害者）の過失の状況にかかわらず、被害者に対して一定の給付を行う保険契約である。

自動車事故被害者救済制度としては、過失責任をベースとした不法行為責任制度と加害者の損害賠償責任を填補する損害賠償責任保険の付保強制を組み合わせた賠償責任保険制度が世界的に行われている。もっとも、近時では、責任制度の部分を純粋な過失責任ではなく、過失推定責任、もしくは準無過失責任とした制度を採用する諸国が増加しており、わが国の自賠法制度も準無過失責任としての運行供用者責任と強制保険である自賠責保険との組み合わせにより自動車事故被害者の救済を図っている。

これに対して、第二次大戦後、自動車事故被害者救済制度としてノーフォルト自動車保険制度を採用する国が現れている。すなわち、北米諸国、北欧諸国、オセアニア諸国などである。この制度においては、ノーフォルト自動車保険を利用することにより、上記の賠償責任保険制度によっては救済されない自動車事故被害者を救済できることになる。

もっとも、ノーフォルト自動車保険制度を採用しているのは世界的には一部の国に限定されており、同制度についての有力な提案が行われた独、仏、英の諸国では同制度は実現していない。わが国においても現行自賠責保険制度をノーフォルト自動車保険制度とすべきとするいくつかの提案がなされてきているが、実現には至っていない。また、同制度を導入した国においても、制度導入の効果については議論が行われている。

一方でわが国では、1998年以降、任意保険としてのノーフォルト自動車保険である人身傷害保険が普及しつつある。これにより、実質的に自動車事故被害者救済が促進されてきているものの、その商品内容、法的性質をめぐっては見解の対立があり、ノーフォルト自動車保険商品として改善の余地が残されている。

以上の状況を踏まえ、本稿では、ノーフォルト自動車保険制度は究極の自動車事故被害者救済制度であると評価されるのか、そうであるならば、わが国においても同制度を採用すべきではないのか、採用する場合にはどのような制度設計が考えられ得るのか、について検討を加えるものである。

2. 研究の方法と対象

本論文における研究の方法と対象は、以下のとおりである。

第1部では、ノーフォルト自動車保険制度を導入している諸国の制度を対象として、その現状を検証する。

第2部では、わが国における代表的なノーフォルト自動車保険である人身傷害保険を対象として、種々の側面から同保険の機能と商品性について考察する。

第3部では、わが国の自賠責保険制度を対象として、そのノーフォルト化について検討する。

3. 研究の結果

第1部においては、まず、世界各国のノーフォルト自動車保険制度を網羅的に取り上げ、その制度内容の比較検討を行ったが、これによって種々のノーフォルト自動車保険制度の類型化を行なった（第1章）。次に、米国における同制度をめぐる議論を検証した結果、①各州において不法行為制度との制度間選択が議論されているが、近時は選択ノーフォルト制度が俎上に上っていること、②最大の論点は自動車保険料の安定化であり、これをめぐり相反する実証研究が存在することが明確となった（第2章）。一方、ニュージーランドにおいては、ウッドハウス・レポートによるノーフォルト化の方向性自体には反対がないが、制度設計については種々の議論があるといえる（第3章）。なお、欧州における有力なノーフォルト自動車保険制度提案について、その概要をまとめた（第4章）。

第2部では、まず、人身傷害保険の商品内容を確認し、同保険の機能とノーフォルト自動車保険としての位置付けを明確にした（第1章）。次に、人身傷害保険をめぐる近時の議論である①死亡保険金請求権の帰属問題、および、②請求権代位の範囲問題、の考察から、同保険の法的性質と商品性のあり方を検討した（第2章）。また、損害賠償責任保険制度との比較の観点から人身傷害保険における疾病リスクの扱いについて考察し、商品設計の改善を提案した（第3章）。

第3部では、まず、現行の自賠責保険制度における被害者救済の状況を確認した（第1章）。次に、過去になされたノーフォルト自動車保険制度提案の内容と課題を検証した（第2章）。最後に、現行自賠責保険制度についてノーフォルト化を図るべきか、その場合の制度設計はいかにあるべきかを検討した（第3章）。

4. 結論

ノーフォルト自動車保険制度は理想的には究極の自動車事故被害者救済制度であると評価しうるが、導入国によりその制度設計は大きく異なり、実際の制度においては必ずしも理念通りの成果が上がっているとは言い難く、特に米国においては依然として制度選択が議論となっている。

一方、わが国においては自賠責保険制度が比較的効率的に運用されており、また、任意保険のノーフォルト自動車保険である人身傷害保険が普及していることにより、現行制度において被害者救済が相当程度増進されている。しかし、現行制度においても救済されない被害者の存在を考慮すると、自賠責保険制度をノーフォルト化することが有益であると考えられる。その場合の制度設計としては、ファースト・パーティ型制度を基本とし、サード・パーティ型制度を併用した独立合併型のノーフォルト自動車保険制度とすることが望ましい。

審査の結果の要旨

福岡大学法科大学院教授の佐野誠氏による博士学位申請論文について、佐野氏から、本論文の内容について、次のような概要が報告された。

本論文は、ノーフォルト自動車保険制度が自動車事故被害者救済の手段としての切り札になるのかという問題意識から、世界の一部地域で実施されているノーフォルト自動車保険制度の検討をした後に、わが国におけるノーフォルト自動車保険制度の導入可能性と具体的な制度設計を試みるものである。

まず、序論において、ノーフォルト自動車保険の概念の整理をする。「ノーフォルト」は字義どおり「無過失」を意味し、ノーフォルト自動車保険とは無過失責任を基礎とした自動車保険全般を示す用語であると考えられる。この用語は論者によってその意味するところに差異がみられる。本論文では、「保険商品」としてのノーフォルト自動車保険を単に「ノーフォルト自動車保険」、「制度」としてのノーフォルト自動車保険を「ノーフォルト自動車保険制度」と称することとする。本論文の問題意識は、「制度」としてのノーフォルト自動車保険を中心とするものである。また、ノーフォルト自動車保険制度をできるだけ広く解して各制度間の比較を行うために、「ファースト・パーティ型ノーフォルト保険」のみならず、「無過失責任とサード・パーティ型保険」に属する制度のうち、完全無過失責任制度をとっている諸外国についてもノーフォルト自動車保険制度として取り上げる。

本論文の第1部では、ノーフォルト自動車保険制度を採用している諸外国の制度内容について、①制度の概要、②成立の経緯、③財源、④付保義務、⑤対象となる被害者、⑥保険者、⑦給付金の項目および金額、⑧免責事由、⑨加害者に対する被害者の民事訴権および保険者の代位求償権などを対象項目として、個別に分析・比較を行った。その検討の結果、一口にノーフォルト自動車保険制度といっても、各国によってその成立経緯や制度内容には大きな違いがあることを明らかにする。

次に、本論文の第2部では、わが国における初めての本格的なファースト・パーティ型ノーフォルト自動車保険である人身傷害保険の課題を検討する。本保険は損害保険契約と構成して、死亡保険金請求権は被保険者の法定相続人に承継取得されることを明記すること、従来の約款文言を変更して自動車事故における疾病リスクについても担保すること、傷害事故三要件（急激性、偶然性、外来性）を保険事故の要件から削除すべきであることなどを提案する。

最後に、本論文の第3部では、上記のような諸外国のノーフォルト自動車保険制度の実例や、任意保険である人身傷害保険の課題を踏まえて、わが国の現行自賠責保険制度のノーフォルト化を検討する。このノーフォルト化の基本設計は、自賠責保険制度を代替する範囲でのノーフォルト自動車保険制度という位置づけによるものである。そして、ノーフォルト化の必要性が認められ、かつ保険実務の観点から、制度変更のハードルを低くして

実現の可能性の高いものに関し、ファースト・パーティ型制度を基本にして、サード・パーティ型制度を併用した独立合併型ノーフォルト自動車保険制度を提案する。さらに、ノーフォルト自動車保険制度の詳細設計についても検討している。

佐野氏による上記のような内容の報告については、各論文審査委員から、上記制度の提言がどのような成果をもたらすことになるのか、ファースト・パーティ型とサード・パーティ型との関係は具体的にどのようなようになるのか、よく整理された論文であるだけに、ノーフォルト制度を本当にめざすべきものと論者が考えているのかがやや不明確ではないかなどの質問・指摘がなされた。これらの質問等に対して、佐野氏からの確かな回答がなされた。

本論文は、諸外国およびわが国の自動車保険制度について、最近の動向も踏まえ、適切かつ要領よく整理し、多様な考え方の可能性を網羅的に紹介、検討した上で、ノーフォルト制度を目指す場合の考え方を示しており、説得力のあるものとなっている。以上のことから、本論文は学術研究の観点から意義ある試みと評価できるという点で、論文審査委員の全員の意見の一致をみた。

本論文審査の結果として、本論文は、商法の分野において高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を示すものであり、福岡大学大学院学位規程第 28 条が準用する同規程第 18 条に基づき、論文提出による博士の学位論文として合格と判定する。